

日の丸タクシー 令和7年度運輸安全マネジメント

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全に関する組織体制
5. 輸送の安全に関する重点施策及び計画
6. 輸送の安全に関する予算等実績額
7. 事故、災害等に関する報告連絡体制
8. 安全統括管理者
9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
10. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

【1. 輸送の安全に関する基本的な方針】

『安全確保に関する基本理念』

「安全と安心は全てに優先する」

私達は、お客様を目的地まで「安全」且つ「快適」に輸送することが最大の使命です
お客様を大切にすること、お客様の要望を聴くことを心掛け、感謝の気持ちを忘れる
ことなく常に「三つの基本」を守ります

『①挨拶と気配り ②言葉づかい ③表情と態度』

『安全方針』

- (1) 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先にする
- (2) 安全に関する法令・社内規定（マニュアル含む）を順守する
- (3) 重大事故・飲酒運転・無免許運転・無車検運行を撲滅する
- (4) 輸送の安全に関する費用及び投資を計画的且つ効率的に行う
- (5) 輸送の安全に関してのPDCA（計画⇒実行⇒監査⇒改善）を絶えず確実に実行し、安全の向上に努める
- (6) 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションを強化し、当事者意識の醸成に努める
- (7) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報の共有に努める
- (8) 全社員が一丸となって業務を遂行し、輸送の安全性の向上に努める

『安全目標』

- (1) 一年間無事故・無違反を達成すること
- (2) 危険を早期に察知し、適切な回避行動がとれるよう、危険予知能力を向上させること。

- (3) 法定速度を遵守し、安全な速度で運行すること
- (4) 飲酒運転は絶対にしないこと

【輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況】

- 1. 令和7年度 日の丸タクシー株式会社 全社目標
 - 1) 4 悪（飲酒・薬物運転・無免許運転・無車検運行）の撲滅
 - 2) 死亡事故・重大事故 “ゼロ 0”
 - 3) 交通事故件数(有責事故)を “ゼロ 0”
- 2. 令和6年度日の丸タクシー(株)各部門別・各事故項目別実績および令和7年度目標 (バス部門実績)
 - 人身事故（車内・車外） 0 件（うち車内 0 件・車外 0 件）
 - 物損事故（対車両・対物） 2 件（うち対車両 1 件・対物 1 件）
 - 自損事故 5 件（うちバック 4 件）

【全社目標及び達成状況】			
目標項目	目標件数 令和7年目標	昨年件数 令和6度実績	
1. 4 悪(飲酒運転・薬物運転・無免許運転・無車検運行)の撲滅	0	0	0
2. 死亡事故・重大事故 “ゼロ 0”	0	0	0
3. 交通事故件数(有責事故)の減少	0	2	0
各部門別・各事故項目別目標及び達成状況			
【バス部門】			
人身事故（車内・車外）	0	0	0
物損事故（車両・対物）	0	2	▲ 2
自損事故（バック）	0	5（4）	▲ 5（▲ 4）

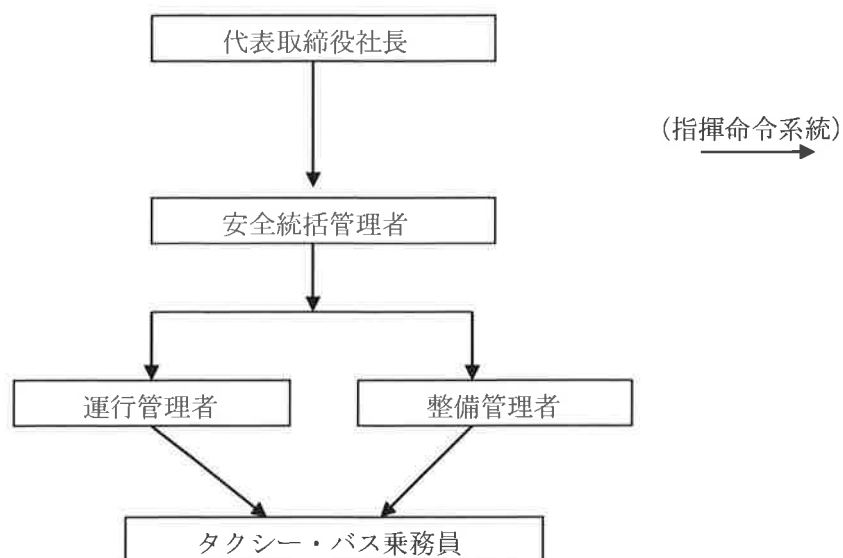
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

【令和6年度】

令和6年度、自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は以下のとおりとなりました。

事故類型	件数
第2条第1項（自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）0を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの）	0
第2条第2項（死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの）	0
第2条第3項（操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの）	0
第2条第4項（運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの）	0
第2条第5項（自動車の装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう）の故障により自動車が運行できなくなったもの）	0
第2条第6項（前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの）	0
総件数	0

4 .輸送の安全に関する組織体制



5. 輸送の安全に関する令和7年度重点施策及び計画

重点施策		担当	実施予定
重点施策	バック事故における注意喚起を配車システムで毎日発信	佐藤課長	毎日
	初任運転者及び、事故惹起運転者のフォローアップを徹底する。	安全統括管理者 佐藤課長	毎月
	警告書（急ハンドル、急加速、急減速）を徹底的に確認し指導書をもとに指導を行う。	佐藤課長	毎月
デジタルタコメーターによる個別指導	日報判定Eの者に対し帰庫時に即時指導	安全統括管理者	毎日
	月にE判定3回以上発行の者に「警告書」を発行し翌月10日までに掲示と指導	安全統括管理者	毎月
	警告書発行者に対する改善度チェックと再指導	佐藤課長	7、11、3月
ドライブレコーダーの活用	事故惹起者に対し事故報告作成時に分析指導	佐藤課長	随時
	在籍浅い者に対し翌日の終業点呼時に分析指導	各運行管理者	随時
	事故情報を朝礼・点呼時に公開分析指導	各運行管理者	毎日朝礼・点呼時実施
ヒヤリハット情報の収集	現場から情報を収集。ドライブレコーダー視聴	安全統括管理者	毎月
短期キャンペーン	バック事故ゼロ月間	佐藤課長	4～12月
	交差点・出合がしらの事故防止月間	佐藤課長	2、6、10月
	協見運転・追突事故ゼロ週間	佐藤課長	随時
	社内セーフティチャレンジ及び外部交通事故0運動への積極的参加（チャレンジ200）	佐能管理者	6～12月
事故惹起者教育	1年の間に2回以上事故があった場合再教育実施 当事者を交え徹底した再発防止策を検証する。	安全統括管理者	随時
事故の心理面での原因分析	あせり等の原因を追究し、各教育に活用	中野管理者	全事故対象
安全運転診断の実施	運転適性診断（ナスバネット）の活用	安全統括管理者	通年
	バス乗務員高齢者（適齢）を含めバス乗務員の適性診断を2年ごと実施と結果について教育研修	安全統括管理者	2月
新入事故防止教育	入社教育時にデジタコとドライブレコーダーのデータを使って教育	安全統括管理者	随時
	フォローアップ研修制度（1.3.6ヶ月、1年）	安全統括管理者	随時該当月
安全訓練	災害訓練、非難誘導・AED・手当て等の実演指導（消防署での研修）	安全統括管理者	年1回

事故結果の見える化	有責事故現場写真の掲示（年間）	佐藤課長	随時
安全意識の高揚	月初点検で空気圧測定	佐藤課長	毎月
	現業部門を交えての輸送の安全に関する定例会議の開催と対策検討（年間４回）	事故防止対策委員会	３月・６月・９月・１２月
運輸安全マネジメント	新たな事故防止策の検討	事故防止対策委員	３月・６月・９月・１２月
	内部監査	安全統括管理者	１月・３月
	アルコールチェッカーによるコンプライアンスの徹底	佐能管理者	毎日点呼時に実施
	ホームページによる情報公開	安全統括管理者	随時
	運行管理者（タクシー・バス部）の事故処理の連携、責任の明確化等の教育	安全統括管理者	２月・６月
健康に起因する事故の防止	運転者の健康管理マニュアルの活用による個人面談を定期的実施。 健康診断による指示の適切な対応。（医師・産業医による指示の遵守健康管理の徹底を図る）	国司総務部長	８月・３月

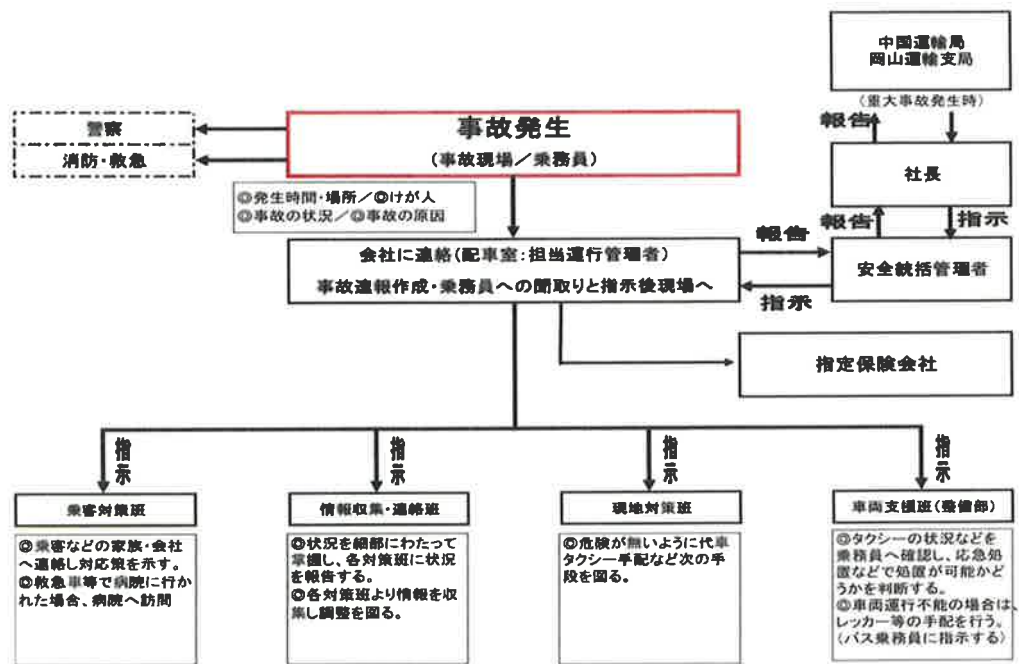
6. 輸送の安全に関する目標を達成する為の予算等実績額

令和７年度の予算等実績額（タクシー部・バス部合計）
（カッコ内は予算額）

項目	予算・実績額	備考
飲酒運転防止対策費	１５８千円 （１６０千円）	新型飲酒検知器の更新・メンテナンス等 モバイル式機器の導入
運行管理者養成費	１４６千円 （１５０千円）	運行管理者基礎講習 運行管理者一般講習
教育・研修費 （管理・監督者対象）	５千円 （１０千円）	運行管理者セミナー 安全マネジメント講習 等
教育・研修費 （乗務員対象）	１４８千円 （１５０千円）	安全運転研修・適性診断 階層別乗務員研修・表彰 等
車両機器類費	７６８千円 （７７０千円）	タイヤ・ドラレコ・デジタ等
車両整備費	４７３４千円 （４７３０千円）	法定点検・自主点検の実施による整備費

実績総額と予算額	5,959千円 (5,970千円)	
----------	----------------------	--

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制



8. 安全統括管理者

『運行管理部 伊藤 宏』

9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

5. の輸送の安全に関する重点施策及び計画 を参照

10. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

令和7年度 運輸安全マネジメント結果と実施状況報告

(当該目標の達成状況)

事故件数が1件増加する結果となっている。

特に後退時の自損事故が多く発生している。

- ・ 後退、方向転換をする際は周囲の安全確認を行い、危険個所を見逃さないこと
- ・ 各車両内に高さの表示を行い、頭上の接触は起こさないこと
- ・ 勉強会やフォローアップを計画的に行い、安全意識を保つこと

を重点的に行う。

【 総括 】

初任運転者、及び事故惹起運転者に対して教育するのではなく、自分自身で考えさせ、実際の運転を確認し正しい操作と安全確認を徹底させること。

経営管理部門も安全に対する意識を向上させ、乗務員に徹底指導を行うこと

令和6年度

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

報告件数： 0 件

【内部監査】

別紙 内部監査報告書

以上

令和7年1月5日 安全統括管理者 伊藤 宏

作成日：令和 年 月 日

令和6年 初任運転者 実技指導スケジュール

営業所：本社営業所

教育実施者

日付	研修目的	教育担当者	研修車両	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
3/28	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝一般道＝古代の丘＝美星＝真備＝笠岡＝車庫											
3/29	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝広島空港＝本郷IC＝三良坂IC＝三次運動公園＝世羅＝尾道＝水呑＝神石高原町＝車庫											
3/30	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝吉備少年自然の家＝岡山空港＝浦安総合公園＝真備＝車庫 車庫＝笠岡＝車庫											

※ ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法 ④危険予知及び回避（制動装置の操作方法など指導） ⑦添乗による安全運転の実技指導

営業所：本社営業所

日付	研修目的	教育担当者	研修車両	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
6/6	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝一般道＝広島空港＝世羅道の駅＝三次運動公園＝車庫											
6/7	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝吉備少年自然の家＝岡山空港＝浦安総合公園＝船穂＝車庫 車庫＝美星＝車庫											
6/13	②④⑦	Aさん	大型	 車庫＝尾道＝みろくの里＝竹ヶ端＝車庫 車庫＝福山駅大型乗降場＝さんわ球場＝さんわ道の駅＝車庫											

※ ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法 ④危険予知及び回避（制動装置の操作方法など指導） ⑦添乗による安全運転の実技指導